

質問（情）第84号

答 申

第1 審査会の結論

令和5年8月29日付けで札幌市職員等が懲戒処分等に付された事案に係る辞令及び当該職員に関する出勤簿等の公文書公開請求に対して、札幌市長（以下「質問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年10月26日付けで、質問庁に対し、次の文書について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。また、本件請求には、「写しの交付は、CD-Rによるものとする。」との記載があった。

- (1) 令和5年8月29日付けで札幌市職員等が懲戒処分等（監督措置等の一切を含む。）に付された事案について、当該処分等に関する辞令（その正式名称を問わない。）の写しの一切
- (2) 上記(1)の当該職員等に関する採用から本日までの出勤簿、休暇簿、超過勤務命令簿、テレワークの申請・取得に関する公文書（いずれもその正式名称を問わない。）の一切
- (3) 上記(1)の当該事案に関する刑事告発・刑事告訴の検討・意思決定に関する公文書の一切

2 原決定

質問庁は、令和5年11月6日、条例第13条第1項の規定に基づき、公開決定等期間の特例延長を行い、本件請求に係る対象公文書のうち相当部分について、次のとおり、令和5年12月7日付け公文書一部公開決定通知書により原決定を行った。なお、質問庁は、当該通知に「公文書公開請求に係る写しの交付方法について」と題する文書を同封し、当該文書に「CD-Rでの写しの交付を希望されておりましたが、本市では非公開部分がある文書については、紙での交付としており、今回はいずれの対象文書においても非公開部分があるため、紙での写しの交付となります。」と記載した。

(1) 本件対象公文書

令和5年8月29日付けの職員の懲戒処分に係る次の文書

- ア 辞令書（被処分者分）（以下「辞令書」という。）
- イ 訓告書（管理監督責任者分）（以下「訓告書」という。）
- ウ 出勤簿（被処分者分、平成31年4月から令和5年10月まで）（以下「出勤簿」という。）

(2) 本件非公開部分

- ア 辞令書中、被処分者の氏名
- イ 訓告書中、被処分者及び管理監督責任者の氏名
- ウ 出勤簿中、職員番号、氏名、所属コード、所属名（公表されているものを除く。）及び休暇・休業の内容が分かる部分

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和6年1月22日、諮詢庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第2条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定又は事実上の行為の取消しを求める。

2 本件審査請求の理由（要旨）

原決定又は事実上の行為は以下の理由によって違法又は不当である。

公文書の交付についてはCD-Rによる交付が認められているところ、諮詢庁は、紙による交付に限るとしている。公文書公開請求者の意向に関わらずに諮詢庁がそのように交付方法を裁量で限定できる理由はない。

第4 訒問庁の説明要旨

1 原決定について

本件非公開部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号（個人に関する情報）の本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非公開とする。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「公文書の交付についてはCD-Rによる交付が認められているところ、諮詢庁は、紙による交付に限るとしている。公文書公開請求者の意向に関わらずに諮詢庁がそのように交付方法を裁量で限定できる理由はない」と主張する。

公文書の公開方法については、条例第15条第1項において、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うことを定めている。

電磁的記録の公開方法については、札幌市情報公開条例施行規則（平成12年規則第9号。以下「規則」という。）第7条において、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付（第1号）、電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（第2号）、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（第3号）の3通りの方法のうち、市長がその保有する機器及びプログラムにより行うことができるものとすることを定めている。

非公開情報が含まれる公文書の一部公開の方法については、札幌市公文書公開事務取扱要綱（平成12年3月30日総務局長決裁。以下「要綱」という。）第14条第1項において、非公開情報とそれ以外の情報とが別ページに記録されているときは、当該非公開情報が記録されているページを除いて公開する（第1号）、非公開情報とそれ以外の情報とが同一ページに記録されているときは、当該非公開情報部分を黒く覆って複写したものを公開する（第2号）、前2号の方法によることができないときは、その他可能な方法により公開する（第3号）ことを定めるとともに、同

条第2項により、公文書が電磁的記録であって、非公開情報とそれ以外の情報とを適当な方法により容易に区分できるときは、非公開情報が記録されている部分について閲覧又は視聴ができない措置を講ずることにより公開することを定めている。

また、規則様式1の公文書公開請求書により、公開請求の際に、①閲覧又は視聴、②写しの交付のうちから希望する公開方法を○で囲むことにより、希望する公開方法を請求させることとしている。なお、公文書公開請求者が②写しの交付を選択した場合に、写しの交付を紙で行うかCD-Rで行うかといった具体的な実施方法については、当該公開決定後に諮問庁が公文書公開請求者に実施可能な方法を伝えて調整し、併せて公開日時を決定することとしている。

原決定においては、公開方法を写しの交付として決定しているが、写しの交付を紙で行うかCD-Rで行うかなど、写しの交付の具体的な実施方法は公開決定とは別個の単なる事実行為であり、審査法第1条第2項に規定する「処分庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しないことから、本件審査請求のうち写しの交付の具体的な実施方法に関する部分は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為を欠く不適法なものである。

また、原決定においては、①辞令書、②訓告書、③出勤簿の3つを対象公文書として特定した。①及び②は紙文書、③は電磁的記録であるが、各対象公文書には非公開情報が記録されており、審査請求人が公開方法として写しの交付を請求したことから、当該非公開部分について閲覧できない措置を講ずるため、要綱第14条に定める一部公開の方法に従い、紙文書については複写して非公開部分を黒く覆い複写したもの、電磁的記録については用紙で出力し非公開部分を黒く覆い複写機により複写したものを審査請求人に交付することとしたものであり、原決定における公文書の交付については、関係規定に従い適正に行っている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、①辞令書、②訓告書、③出勤簿であり、令和5年8月29日付けの職員の懲戒処分に係る文書である。

2 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は原決定の取消しを求めていたのに対し、諮問庁は本件非公開部分が条例第7条第1号本文に規定する非公開情報に該当すると主張していることから、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する場合には、本号本文で規定する非公開情報に当たらないとしている。

イ 条例第8条（公文書の一部公開）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。」と定めている。また、同条第2項は「公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。

(2) 非公開情報該当性について

ア 特定職員の氏名及び職員番号について

本件非公開部分のうち、辞令書中の被処分者の氏名、訓告書中の被処分者及び管理監督責任者の氏名並びに出勤簿中の職員番号及び氏名（以下これらを総称して「特定職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号（個人に関する情報）の本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

また、本件請求は職員が懲戒処分を受けたことを前提としたもので、特定職員の氏名等を公開することにより、被処分者が特定される。特定職員の氏名等については被処分者である職員の公務員としての職務に関する情報ではあるが、当該職員が懲戒処分を受けたことについては、被処分者に分任された職務の遂行に係る情報には当たらず、同号ただし書ウにも該当しない。

以上により、特定の職員の氏名等については、条例第7条第1号本文に該当することから、非公開とすることが妥当である。

イ 所属コード及び所属名について

本件非公開部分のうち、出勤簿中の所属コード及び所属名については、個人に関する情報であり、出勤簿に記載されている氏名及び職員番号により識別される個人情報であることから、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号（個人に関する情報）の本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

また、上記アと同様に、同号ただし書ウにも該当しない。

次に、条例第8条第2項の部分公開の可否について検討すると、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」である氏名及び職員番号を除いたとしても、所属コード及び所属名を公開することにより、対象職員の範囲が絞られて、被処分者を特定する手掛かりとなり得ることから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、同項による部分公開はできない。

以上により、出勤簿中の所属コード及び所属名については、条例第7条第1号本文に該当することから、非公開とすることが妥当である。

ウ 休暇・休業の内容が分かる部分について

本件非公開部分のうち、出勤簿中の休暇・休業の内容が分かる部分は、個人に関する情報であり、出勤簿に記載されている氏名及び職員番号により識別さ

れる個人情報であることから、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号（個人に関する情報）の本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

また、休暇・休業の内容が分かる部分は、職員の私生活の内容に関する情報であり、被処分者に分任された職務の遂行に係る情報には当たらず、同号ただし書ウにも該当しない。

次に、条例第8条第2項の部分公開の可否について検討すると、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」である氏名及び職員番号を除いたとしても、休暇・休業の内容が分かる部分を公開することにより、対象職員の範囲が絞られて、被処分者を特定する手掛かりとなり得るものであり、かつ、これらの情報は一般的に他人に知られたくないプライバシー情報であると考えられることから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、同項による部分公開はできない。

以上により、出勤簿中の休暇・休業の内容が分かる部分については、条例第7条第1号本文に該当することから、非公開とすることが妥当である。

エ　まとめ

上記アからウまでのとおり、本件非公開部分は、条例第7条第1号本文に該当することから、非公開とすることが妥当である。

3　その他

審査請求人は、公文書の交付はCD-Rによる交付が認められているにもかかわらず、諮問庁が紙による交付に限るのは不适当であると主張している。しかしながら、写しの交付の具体的な実施方法は「事実行為」であり、交付方法が審査請求人が求めるものと異なっていたことは、審査請求の対象外であるから、このことが当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4　結論

よって、当審査会は、「第1　審査会の結論」のとおり判断する。

5　付言

諮問庁からの説明によると、写しの交付に関しては紙の文書（電磁的記録から非公開部分を取り除くため、用紙に出力したものを含む。）をスキャナーで電子化し、これをCD-Rに複写するという取扱いを許容する規定がないため、紙の文書については、これを複写した紙の写しを交付することとなり、また、非公開情報を含んだ電磁的記録についても、データ上で非公開部分にマスキング処理を施した場合、パソコン操作などで取り除かれるおそれがあることから、いったん用紙に出力し非公開部分を黒く覆い、これを複写した紙を写しとして交付せざるを得ないとのことである。この説明を踏まえると、本件における諮問庁の交付方法については、本市の関係規定（条例第15条第1項、規則第7条及び要綱第14条）に従って行われたものと認められ、結果として違法又は不当な取扱いとは言えないが、他方で、条例第15条第1項では、「公文書の公開は、（中略）、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う」と規定されている。近年、スマートフォンの普及など社会のデジタル化の進展に伴い、国や地方の行政機関において市民の利便性の向上や行政の業務の効率化に向け、行政手続

のオンライン化やペーパーレス化などの取組が推進され、スキャナーにより文書を電子化する取扱いも一般的になりつつあると思われる。写しの交付方法について、他の手続のデジタル化の進展状況、国や他の自治体における公開事務での電子化への対応状況等を考慮して改めて検討することが望まれる。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|---------------------------|--|
| 令和6年 9月 2日 | 諮詢書、諮詢庁の一部公開決定理由説明書等を受理 |
| 令和6年 9月 9日 | 審査請求人に諮詢庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請 |
| 令和7年 4月 13日 (第213回審査会) | 審議（事案の経過・概要等） |
| 令和7年 5月 22日 (第214回審査会) | 諮詢庁からの事情聴取及び審議 |
| 令和7年 8月 22日 (第215回審査会) | 審議 |
| 令和7年 10月 10日 | 答申 |